

■議案第23号 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について

【要旨】

本議案は、平成31年第1回四万十町議会臨時会で議案第1号として提案し、否決された四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」に係る指定管理者の指定について、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により指定管理者の候補者として「大正まちづくり会」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設 の 名 称 等	四万十町江師 546 番地 四万十町オートキャンプ場「ウェル花夢」
指 定 管 理 者	四万十町大正 240 番地1 大正まちづくり会
指 定 期 間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

【指定管理者の候補選定理由】

当該施設の指定管理者募集要項の規定により、昨年 12 月に実施した四万十町指定管理者選定委員会の審査で次点となった候補者を選定するものです。

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町オートキャンプ場ウェル花夢)

1. 対象施設等

名 称：四万十町オートキャンプ場ウェル花夢

所 在 地：高岡郡四万十町江師 546 番地

指定予定期間：平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 申請団体数：3 団体

3. 審査

(1) 審査委員会開催日

プレゼンテーション及び選定委員会：平成 30 年 12 月 18 日（火）

選定委員会：平成 30 年 12 月 18 日（火）

(2) 審査方法

申請団体から提出された書類に基づいてプレゼンテーションを実施し、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定による選定基準に基づき 6 名の審査委員が採点を行い、得点を合計した。

(3) 審査結果

指定候補者： C 団体 総得点：422 点

次点候補者： A 団体 総得点：401 点

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条	採点 (満点)	A 団体	B 団体	C 団体
利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。	180	124	113	131
公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。	120	89	79	88
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	120	74	74	76
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	120	76	77	86
その他町長等が別に定める事項	60	38	38	41
合 計	600	401	381	422

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

四万十町オートキャンプ場条例（抜粋）

（指定管理者）

第 3 条 オートキャンプ場は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 オートキャンプ場の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

3 指定管理者がオートキャンプ場の管理を行う期間は、指定の日から起算して 5 年間（指定管理者を指定した最初の期間満了日は、5 年の期間内で町と指定管理者が協定した日）とする。ただし、指定期間の満了後の再指定を妨げない。

4・5 略

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） 略